

和歌山市監査委員公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づき、令和元年8月20日付けで提出された「住民監査請求書」（以下「本件請求」という。）について、次のとおりであるので、公表する。

令和元年9月6日

和歌山市監査委員	森	田	昌	伸
同上	柳	野	純	夫
同上	芝	本	和	己
同上	中	塚		隆

第1 監査の請求

本件請求の要旨は次のとおりである。

- 1 請求の対象となる執行機関又は職員
和歌山市長（以下「市長」という。）
- 2 請求の趣旨

和歌山市（以下「市」という。）が締結した次の4件、合計金額1,072,440円に係る随意契約は違法不当である。

（事案1）修繕調書整理番号	平成30年度第77号	
奥天神児童遊園修繕（フェンス・遊具等撤去工）		307,800円
（事案2）修繕調書整理番号	平成30年度第79号	
奥天神児童遊園修繕（フェンス設置工）		429,840円
（事案3）修繕調書整理番号	平成30年度第33号	
砂山公園、他		108,000円
（事案4）修繕調書整理番号不明（記載無）		
御手洗池公園修繕		226,800円

3 請求の理由

市は和歌山市契約規則に反し、本来競争入札すべき修繕工事を分割発注し、明らかに違法な方法で特定の業者と随意契約をした。

事案1及び事案2において、同一の工事内容であるものを、特段の事情もなく違法に分割発注した。

見積合わせをした業者A及び業者B（以下「2業者」という。）の各代表者については、同姓であることから調べたところ兄弟であり、また業者Bの取締役として当該各代表者がともに就任していることから、見積合わせなど談合等が容易である。市はそれを知りながら独占禁止法違反の行為を見過ごし幫助するのは明らかに違法である。

市職員らが、随意契約の相手方に対しあらかじめ金額及び分割発注に係る情報を漏洩し、入札等の公正を著しく妨げ、特定の事業者が有利になるように作為したのは明らかである。また、事案1及び事案2の工事については、第1工事発注の際にすでに第2工事が想定されており、見積合わせを各50万円以下にするように2業者に暗黙若しくは

明示の方法で伝達した。

4 市に生じている損害

市が業者Aとの随意契約により支出した1,072,440円

5 求める必要な措置

監査委員は市長に対し、市が随意契約により支出した1,072,440円について返還するよう求める。

第2 当監査委員の判断

法第242条第1項において、違法若しくは不当な公金の支出等があると認めるときは、これらを証する書面を添えて住民監査請求をすることとされている。

本件請求において、請求人が主張する違法又は不当な随意契約の事実を証する書面が添付されていなかったため、請求書の補正を求めたが、期限までに提出されなかった。

よって、本件請求は、法第242条に定める要件を満たさない不適法な請求であると認め、これを却下する。